

審議会等の設置及び運営等に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に関し、準拠すべき基本事項を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び県民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関をいう。ただし、要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等の中で、次の事項に該当するものは、審議会等から除外するものとする。

- (1) 県職員、関係行政機関職員のみで組織されているもの
- (2) 関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたもの
- (3) 表彰等の審査を目的としたもの
- (4) 県に対し独立的・自主的に運営されるもの

3 設置

審議会等の設置に当たっては、次によることとする。

- (1) スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、新たな検討・審議事項が生じた場合においても、可能な限り既存の審議会等の活用を図ること。また、県民や有識者の意見を聴く場合にあっては、審議会等の活用のほか、意見公募手続や個別の意見聴取等の方法についても検討すること。
- (2) 新たな審議会等が必要となった場合は、条例により設置すること（法律に設置義務があるものを除く）。ただし、やむを得ず、要綱等により設置する場合は、次の事項に基づいて行うものとする。
 - ① 5年を超えない範囲で時限を定め、時限の到来又は目的の達成等をもって、廃止すること。
 - ② 法律又は条例に基づく附属機関と誤解されないよう、「審査会」、「審議会」、「調査会」の名称は用いないこと。

4 見直し

- (1) 審議会等の運営に当たっては、不断に活動実態を検証するものとし、次に該当する審議会等は、廃止又は統合するものとする。
 - ① 活動が不活発なもの（過去3年間開催実績がないもの等）
 - ② 目的が達成されたもの
 - ③ 社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの
 - ④ 他の手段等で代替が可能なもの
 - ⑤ 設置目的及び所掌事務が他の審議会等と重複又は類似しているもの
 - ⑥ その他、効率性等の理由により廃止又は統合が適当なもの

- (2) 法律に設置義務がある附属機関であって、法令の改正等により他の審議会等との統合が可能になったもの等については、見直しを検討するものとする。
- (3) 要綱等により設置された審議会等については、速やかに次のいずれかを行うものとする。
 - ① 原則として、既存の附属機関との統合又は条例を根拠とする附属機関へ移行すること。
 - ② ①によりがたい場合には、要綱等を改正し、5年を超えない範囲で時限を定めること。

5 委員等の選任

審議会等の委員及び特別委員等（千葉県行政組織条例その他関係法令等において規定されるものをいう）の選任に当たっては、その設置目的や役割を踏まえ、次によることとする。

- (1) 法律に設置義務がある附属機関であっても、活動が不活発なものや当面の検討・審議事項がないものについては、委員及び特別委員等の委嘱を留保すること。
- (2) 委員数は、法令に定めのあるものを除き、原則として10名以内（分科会又は部会のみ）に属する委員を含む）とする。現在、規模の大きなものは、審議の充実や迅速化を図るため、適正規模を検討し、委員の改選期等を目処に可能な限り縮小すること。
- (3) 同一の審議会等における委員の在任期間は、原則として10年までとすること。
- (4) 同一の者を委員として選任することができる審議会等の数は、原則として5機関までとすること。
- (5) 女性の登用については、千葉県男女共同参画計画に基づいて、女性委員の割合が40%以上になるように努めること。
- (6) 千葉県職員は、法令に定めのあるものの外、原則として委員及び特別委員等に任命しないこと。
- (7) 特定の職にあることを理由とした委員及び特別委員等の選任は、原則として行わないこと。

6 会議の公開

審議会等の会議については、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定により非公開とする場合を除き公開するものとし、透明性の向上に努めるものとする。

7 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議を公正・円滑に運営するため、別紙1「傍聴要領（例）」を参考に傍聴要領を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

8 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議を開催するに当たっては、当該会議が開催される日の1週間前までに（緊急に会議が開催される場合にあっては、当該会議の開催が決定された後直ちに）、開催日時、審議会等の名称、議題、開催場所、傍聴の定員及び手続、問い合わせ先等を県ホームページに掲載するとともに、各種広報媒体を通じた県民等への周知及び報道機関への情報提供に努めなければならない。

9 審議会の概要等の公表

- (1) 審議会等を設置したときは、速やかに、当該審議会等の概要を県ホームページに掲載するものとする。
- (2) 審議会等の会議の結果は、当該会議の終了後、県ホームページに掲載するものとする。会議の結果を非公開とするときは、非公開とする根拠を掲載するものとする。
- (3) 知事は、毎年1回、審議会等の設置状況及び公開状況を取りまとめ、県ホームページに掲載するものとする。

10 事前協議

- (1) 本指針の適正な運用を図るため、次の場合にあつては、検討の段階から行政改革推進課に事前協議を行うものとする。
 - ① 新たな審議会等を設置する場合
 - ② 審議会等の設置や構成等を規定している条例や要綱等を改正する場合（担当部署の変更等、軽微なものは除く）
 - ③ 委員及び特別委員等の委嘱（改選を含む）をする場合（任期途中における一部の委員交代は除く）
- (2) 事前協議を経たものについて、別紙2「審議会等の協議結果書」により行政改革推進課長の意見を担当部署あてに送付する。

傍聴要領（例）

千葉県〇〇××△△審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。